令和８年（フ）第３４１号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６　エバーグリーンポートアイランド３号棟1405号
破産者　奥野　佳祐
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９号
兵庫県明石市朝霧町２丁目13番１号　清福ハイツ31号
破産者　森田夏寿季
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第１１３号
東京都江戸川区東葛西１丁目７番14号　ソシアル　ヴィラ101、開始決定時の住所兵庫県明石市朝霧台3783番地の168　708号
破産者　花崎　雄一
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第２４１号
兵庫県明石市中朝霧丘４番23号　ライオンズマンション朝霧ヶ丘204号
破産者　原田　仁史
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第３０５号
兵庫県明石市東仲ノ町１番16―501号
破産者　ＹＯＳＡＰＡＲＫ　Ｂｅａｕｔｅこと　鳥居　由佳
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１０９号
兵庫県明石市大久保町大窪1786番地の１　ファンハイツ103号
破産者　津川　千春
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第２４４号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目15番30―204号
破産者　牧野　益生
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第６８９号
岡山市中区平井五丁目３番２号
破産者　吉岡　哲也
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７８号
岡山市東区西大寺東二丁目１番24―４号　笹井様方、住民票上の住所岡山市東区浅越256番地27（旧住所）岡山県総社市中原891番地７
破産者　小川　博之
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８９号
岡山市北区表町三丁目11番11号　サーパス表町グランゲート1006号
破産者　安部　　愛
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２９０号
岡山市南区藤田773番地47　ニュークレストール佐藤201号室、旧住所岡山市南区藤田445番地21
破産者　田畑　明子
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０３号
広島県安芸郡府中町浜田本町３番30―204号
破産者　増東　紗弓
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4330番地23、前住所大阪府箕面市如意谷４丁目６番６―705号
破産者　橋場　佳菜
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和８年（フ）第３１号
宮崎県都城市大王町62号６番地　第一米原コーポ202、前住所宮崎県都城市甲斐元町10街区36の２号　レオパレスＭＯＯＮ110号室
破産者　中川　和夫
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１５号
沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋2135番地32　ギークハウス２号棟　202号室
破産者　飯澤喜保子
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第２０号
沖縄県名護市字屋部597番地２　コーポシャンティー301号
破産者　本田　成史
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和７年（フ）第２６８号
北海道釧路郡釧路町北都１丁目５番地７　ノースリバー１―２号室
破産者　宝力　一実
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０号
釧路市武佐１丁目48番29号、前住所北海道釧路郡釧路町別保東１丁目７番地
破産者　スナック詩夜流夢、哀詩こと　田中紗智子
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部